

# 議会 改革

## 海外視察の廃止、費用弁償の廃止から 政務調査費の改革でも、大きく前進へ

### 政務調査費改革の方向

政務調査費の会計帳簿、領収書の写し、視察報告書はホームページ、市政情報コーナーなどで公開する。事務所費、事務所の人件費には支出しない。政党が主催する大会への参加費や宣伝活動・選挙活動、旅行保険料、飲食を主目的とした会議費、名刺代、慶弔・餞別などの交際費には支出しない。政務調査費以外の経費との区別が難しい、ガソリン代や携帯電話代へは支出しない。政務調査費の額についても削減する。

これらの内容が一月中にも合意され、四月から実施に移される見込みです。

村上かずしげ通信 2月3日号

発行 村上和繁 66-1808

政務調査費で、私物のパソコンや肥料を購入、観光まがいの視察、政党セミナー参加、後援会事務所への支出・・・これらは税金からの支出に値しないと云って、共産党以外のすべての会派の政務調査費について、監査請求が出されました。結果は七〇万円余を不適切な支出と認定、さらに住民訴訟へと発展しています。これらの動きの中で、議会の中でも、政務調査費の減額、使途基準を明確にするマニュアル作りがすすんでいます。



共産党を除く

全会派に対して

不適正支出の返還訴訟へ



議会のムダ使いを正すことは、共産党の公約です。二期目の議員が行ける海外視察制度（国内分、支度金含めて一人七〇万円以上）の廃止、一日議会に出れば五千円の日常がもらえる費用弁償の廃止に続き、焦点の政務調査費（年額一人七二万円）についても大幅に改革される方向となりました。